

平成24年8月3日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 2件  
(うちガスこんろ(LPGガス用)1件、迅速継ぎ手(都市ガス用)1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故 3件  
(うち蛍光ランプ1件、電気冷蔵庫1件、自転車用幼児座席1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 4件  
(うちエアコン(室外機)1件、IH汚れ防止シート1件、  
折りたたみ椅子(浴室用)1件、スライサー1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故情報検討会及び第三者委員会合同会議(※)において、審議を予定している案件  
該当案件無し

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

(管理番号A201100440、A201100836及びA201200197を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

## 6. 特記事項

### (1) 株式会社マルイが輸入した自転車用幼児座席について（管理番号A201200197）

#### ① 事故事象について（平成24年6月15日公表の調査結果を踏まえ再掲載）

株式会社マルイが輸入した自転車用幼児座席に乗せた幼児（3歳）を降ろすため、当該製品のグラブバー（乗車中に手を置いてつかまる部分）を上げたところ、幼児の指がヒンジ部（グラブバーの支点部）に挟まれ、負傷する事故が発生しました。

当該事故の原因は、調査の結果、当該製品のグラブバーのヒンジ部に隙間があり、グラブバーを上げた際、グラブバー縁に巻き込まれヒンジ部の内側に引き込まれる構造であったことから、幼児が隙間に指を入れていたところ、グラブバーを引き上げた際、ヒンジ部に指が挟まり負傷したものと考えられます。

消費生活用製品安全法第35条第1項に基づき報告された重大製品事故は1件です（管理番号A201200197）。

#### ② 再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象機種（下記③）について、事故の再発防止を図るため、平成24年7月30日からホームページに事故への注意と対策について掲載するとともに、国内正規取扱店を通じて安全対策キット（ヒンジ部のヒンジカバー及び使用説明書）の無償提供を実施しています。

#### ③ 対象製品：製品名、機種・型式、輸入・販売期間、対象台数

製品名	機種・型式	輸入・販売期間	対象台数
トピーク ベビーシート	BTC00700/TCS2000	平成20年3月～平成23年8月 平成20年3月～平成24年6月	4,180台
	BCT00701/TCS2000-BLK	平成23年2月～平成23年4月 平成23年2月～平成24年6月	1,000台
	BCT03100/TCS2002	平成21年9月～平成23年9月 平成21年9月～平成24年6月	100台
合 計			5,280台

対象製品の外観（下図はBTC00700/TCS2000）



（ヒンジ部）



（安全対策キット（ヒンジカバー）装着後）

④事業者の対応

安全対策キットの無償提供を実施します。

⑤事業者の告知

- ・ ホームページに事故への注意と対策について掲載 平成24年7月30日より
- ・ 国内正規取扱店を通じて安全対策キットの無償提供の呼び掛け（店頭掲示）  
平成24年7月31日より

⑥消費者への注意喚起

対象製品をお持ちの方は、速やかに下記問合せ先まで連絡して、安全対策キットの無償提供を受け、取り付けるようにしてください。また、無償提供を受けるまでの間については、お子さん（幼児）が指を挟むことのないように十分注意してください。

(株式会社マルイの問合せ先)

電話 番 号 : 0 1 2 0 - 5 3 3 - 3 8 8

受 付 時 間 : 1 0 時 ~ 1 7 時 (土・日・祝日を除く。)

ホームページ : <http://www.topeak.jp/>

(本発表資料の問合せ先)

消費者庁消費者安全課

(製品事故情報担当) 担 当 : 大木、長井、川<sup>かわ</sup>船<sup>ふね</sup>

電 話 : 03-3507-9204 (直通)

F A X : 03-3507-9290

(株式会社マルイが輸入した自転車用幼児座席についての発表資料  
に関する問合せ先)

経済産業省商務流通グループ製品安全課製品事故対策室

担当 : 宮下、谷、山田 電 話 : 03-3501-1707 (直通)

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201200318	平成24年7月22日	平成24年7月30日	ガスこんろ(LPガス用)	IC-E700GF-R	パロマ工業株式会社 (現 株式会社パロマ)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品を使用したまま、その場を離れた状況を含め、現在、原因を調査中。	香川県	
A201200322	平成24年7月16日	平成24年7月31日	迅速継ぎ手(都市ガス用)	JG4000	株式会社ハーマン	火災	当該製品をガスこんろに接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	京都府	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201100440	平成23年8月6日	平成23年9月26日	蛍光灯	FPL55EX-N	松下電器産業株式会社 (現 パナソニック株式会社)	火災	店舗内に設置していた当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。事故原因は、調査の結果、当該製品の口金部と照明器具のソケットとの接続部の接点間で短絡が生じたものと考えられるが、口金部の一部が焼失していることから、短絡原因の特定には至らなかった。	兵庫県	平成23年9月30日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201100836	平成23年12月30日	平成24年1月16日	電気冷蔵庫	SJ-40CKD	シャープ株式会社	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。事故原因は、調査の結果、長期使用(約18年)により、当該製品の圧縮機(コンプレッサー)の巻線等が劣化し、圧縮機の回転が不安定になったことから過電流が流れ過負荷となり、オーバーロードリレー(保護装置)が作動を繰り返したため、リレー接点部(ON・OFF接点部)で接触不良が生じて作動しなくなり、出火に至ったものと考えられる。	千葉県	1月20日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201200197	平成24年5月17日	平成24年6月11日	自転車用幼児座席	TCS2000	株式会社マルイ (輸入事業者)	重傷1名	<p>当該製品に乗せた幼児(3歳)を降ろすため、当該製品のグラブバー(乗車中に手を置いてつかまる部分)を上げたところ、幼児の指がヒンジ部(グラブバーの支点部)に挟まれ、負傷した。</p> <p>事故原因は、調査の結果、当該製品のグラブバーのヒンジ部に隙間があり、グラブバーを上げた際、グラブバー縁に巻き込まれヒンジ部の内側に引き込まれる構造であったことから、幼児が隙間に指を入れていたところ、グラブバーを引き上げた際、ヒンジ部に指が挟まり負傷したものと考えられる。</p>	東京都	6月15日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表していたもの7月30日からリコールを実施(特記事項を参照)

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201200317	平成24年7月17日	平成24年7月30日	エアコン(室外機)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	鹿児島県	
A201200319	平成24年7月18日	平成24年7月30日	IH汚れ防止シート	火災	当該製品をIH調理器と天ぷら鍋の間に敷いて、鍋に入れた油を加熱中、鍋の油から出火する火災が発生し、当該製品の周辺を焼損した。鍋の油を加熱したままその場を離れた状況及び天ぷら調理時に当該製品を敷いていたことが要因となった可能性を含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	
A201200320	平成24年7月6日	平成24年7月30日	折りたたみ椅子(浴室用)	重傷1名	当該製品を使用中、指を挟み、負傷した。現在、原因を調査中。	愛媛県	
A201200321	平成24年5月14日	平成24年7月30日	スライサー	重傷1名	当該製品を使用中、右手を負傷した。現在、原因を調査中。	広島県	事業者が事故を認識したのは、7月9日報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意 7月12日に消費者安全法の重大事故等として公表済

### 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故情報検討会及び第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し

蛍光ランプ（管理番号：A201100440）



電気冷蔵庫（管理番号：A201100836）

